

令和5年度

第1回倉浜衛生施設組合議会臨時会
会議録

令和5年7月13日	開会
令和5年7月13日	閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

令和5年7月13日(木)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第1号 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例
第4 議案第2号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第5 議案第3号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件 (議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	伊 禮 悟	議員	8番	屋 富 祖 功	議員
2番	上 地 崇	議員	9番	伊 佐 哲 雄	議員
3番	栄野比 和 光	議員	10番	棚 原 明	議員
4番	喜友名 秀 樹	議員	11番	又 吉 亮	議員
5番	桑 江 直 哉	議員	12番	宮 城 政 司	議員
6番	小 谷 良 博	議員	13番	高 安 克 成	議員
7番	町 田 裕 介	議員	14番	照 屋 正 治	議員

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑 江 朝千夫	総務課長	天 貝 壽 也
副 管 理 者	渡久地 政 志	総務課主幹	辺士名 俊 明
事 務 局 長	山 城 満	業務第二課長	町 田 洋 人
次 長兼業務 第 一 課 長	宮 里 学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	大 城 和 佳	総務課主査	岡 本 昂 之
------	---------	-------	---------

○栄野比和光 議長

おはようございます。

ただ今より、令和5年度第1回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

高安克成議員から遅刻の届け出があります。

定足数に達しております。会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江朝千夫 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

令和5年度 第1回倉浜衛生施設組合議会 臨時会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、臨時会を招集しましたところ、大変お忙しい中、出席賜りましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、今臨時会に上程をしております、案件につきましては、

『議案第1号 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例』、

『議案第2号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例』、

『議案第3号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）』の3件となっております。

内容につきましては、事務局の方から、ご説明させていただきたいと存じます。

なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において桑江 直哉 議員、棚原 明 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月13日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 7 月 13 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 1 号 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第 1 号 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 7 月 13 日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

倉浜衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会委員の罰則規定について、検察庁との協議が整い、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合情報公開条例（令和 5 年倉浜衛生施設組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(罰則)

第 19 条 第 12 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第 1 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一

部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 倉浜衛生施設組合情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第2号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第2号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年7月13日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案の理由でございます。

倉浜衛生施設組合の報酬について、報酬区分の追加に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

次のページをお開きください。

倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年倉浜衛生施設組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)中、下の表をご覧ください。

表の5段目にあります情報公開・個人情報保護審査会委員、日額7,500円。その下、情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員、日額6,500円。その下、産業医、月額50,000円以内に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

今回の報酬条例の改正につきましては、表のとおり3つの区分を新設しております。

情報公開条例と個人情報保護法施行条例制定に伴い、設置された審査会委員と審議会委員の2つの報酬区分の新設ともう1つの区分産業医については、令和4年度まで法人との委託契約を行っていましたが、令和5年度に入って産業医のほうから個人として契約したいとの要望があり、個人契約の予算科目を報酬にて支払うことが適切であることから報酬区分を新設するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

おはようございます。沖縄市の喜友名でございます。同議案について1点ご質疑させていただきたいと思います。

報酬の額についてでございますが、審査会、審議会、そして産業医それぞれ日額、月額等ございますけれども、その金額の数字の根拠になる部分についてご質疑したいと思います。

この報酬の7,500円、6,500円、それぞれ審査会、審議会、1日通してということではないというのは理解できているところでございますが、実際に数字の根拠を確認させていただきます。お願いいたします。

○栄野比和光 議長

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

おはようございます。ただ今のご質疑にお答えいたします。沖縄市の審査会の報酬日額は7,500円、審議会の報酬日額は6,500円でございます。宜野湾市の審査会の報酬日額は8,500円、審議会の報酬日額は7,000円となっております。最後に北谷町の審査会の報酬日額が7,000円、審議会の報酬日額が7,000円でございます。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

すみません。改めて今構成市町の審査会、審議会の日額の説明がございましたが、本員が確認したいのは、近年人件費等の部分が高騰しているというところで、まず、この金額が果たして適切な額なのかというところが疑問にあります。

これが本組合において、必ず構成組合の市、町がこの金額だからこの金額という説明では、非常に説明としてはちょっと弱いのではないかとこのところであります。

いたしましてこの沖縄市、宜野湾市、北谷町の中でまず確認したいのが、この審査基準におかれている日額、それから産業医は先ほど月額50,000円とありましたけれども、その金額でまず、委員の方々の任命がスムーズになされているのか。これからこの条例に定められる委員の皆様は、これからということですので、この金額ではなかなかお受けしてくれない可能性もありますから、まずその確認と、それから審査会の報酬において、今後人件費の高騰部分を考えると今一度同組合においても、この金額各2市1町におかれては、この金額の根拠がどうなのかというのを確認する必要があるのではないかと思います。その旨如何でしょうか。

○栄野比和光 議長

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。沖縄市のほうに確認しましたところ、積算根拠につきましては、明確に把握しているわけではございませんが、平成 15 年 3 月当時、ほかの類似する附属機関も参考に設定したと思われるというふうに伺ってございます。

構成市町におかれましては、各構成市町の報酬条例で定めた審査会委員報酬で既に任命を行っており、現時点において当該報酬での任命については、問題ないものと考えてございます。

しかしながら、議員がおっしゃったとおり、今後人件費の高騰等、社会情勢の変化により当該金額で任命が困難になるとなった場合については、構成市町とも調整を行いつつ、構成市町の状況を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

ありがとうございました。

理解していただいたようで、やはり説明としては 2 市 1 町の審査会、審議会の日額に合わせましたでは、やはり弱いです。これから人件費等が高騰する中において、やはりここは逆に組合からも、何故この金額なのかと、これは現状を例えばですけれども、6,500 円日額審議会ありますが、これを時給に換算すると今の最低賃金を割るわけですよ。そういった部分を指摘された場合、非常になかなか答えるのは厳しいのかなというところを是非頭の部分に置いていただいて、今後 2 市 1 町とも調整していただけたらと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

高安克成 議員。

○高安克成 議員

1 点だけお願いします。今話のあったとおりでありまして、根拠が少し平成 15 年でしたか、というところでも約 20 年ぐらい経っているということからすると、人件費の高騰、社会情勢の変化というところがありますので、その問われた時に根拠がどういったことなのかというのがやっぱりしっかりとないと、隣がそうだったから、構成市町がこうだったからということは一つあるのかも知れないんですけれども、やはり年も経っていますから、そういう意味では今一度、今回の件に関してはこれで良しとする方向で良いと思うんですけれども、今後のことも考えて、しっかり根

抛を今一度、これが今の時代に合っているのか。この額で良いのかというのは、確認のほうはお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前 10 時 15 分）

再開（午前 10 時 16 分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。今後の社会情勢と変化によっては我々も先ほどご答弁させていただきましてとおりの状況を踏まえて適切に考えていきたいというふうに考えてございます。

また、構成市町のほうでの報酬の設定の仕方でございますが、それぞれ倉浜のほうにはございませんが、報酬等審議会ということで、外部の委員の先生もはじめとしたそういった報酬の審議会を設けて、設定をしているところでございます。

当組合については、そう言う審議会が今ございませんので、構成市町のほうも参考にしつつ、設定をさせてもらっているというところでございます。以上でございます。

○栄野比和光 議長

高安克成 議員。

○高安克成 議員

すみません。そういうのは全然理解はしているところですけども、私が言っているのは、やはり先ほどの平成 15 年であったりとか、審議会の何かしらの答申とかがあって、それがなされていることは、現時点で確認してもらったものではないと理解しているので、今後のことを考えると適切かどうかというのは、今後確認する必要はありますね、ありますよね、今後確認していただけませんかということをお願いしているんですけど、それができますかということで、できるできないを答えていただければ良いかなと思いますが如何ですかね。

○栄野比和光 議長

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今のご質疑にお答えいたします。この日額の設定額について、今回の議会の中で意見がありました。この社会情勢に応じた額になっているのかとかという質疑がありましたので、今回の議会議員のご指摘があったことはしっかりと構成市町のほうにもお伝えして、こちらは今後も調整させていただければなというふうに考え

ております。以上です。

○高安克成 議員

はい、以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第3号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第3号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年7月13日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

予算書の1ページをお開きください。

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,425万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月13日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

続きまして2ページと3ページを合わせてご覧ください。

これは第1表の歳入歳出予算補正の歳入が2ページで、歳出が3ページとなっております。

歳入歳出とも合計欄の補正前の額が32億5,441万円。補正額16万円の減、補正後の額32億5,425万円でございます。

続きまして補正予算（第1号）に関する説明書に移ります。

歳入の3ページをお開きください。3枚ほどめくっていただきたいと思います。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額16万1,000円の減につきましては、今回の歳出補正に伴い減額するものでございます。

歳入の4ページをお願いいたします。

7款3項1目雑入の補正額1,000円の増につきましては、説明欄1. コピー機使用料等としております。これは情報公開請求に伴い、コピーによる資料要求があった場合にコピー機使用料を徴収するもので、その費目存置として1,000円を計上するものとなっております。

次に歳出に移ります。5ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の補正額は、16万円の減となっております。

1節報酬のうち、説明欄1. 嘱託産業医報酬40万円の増となっております。

続きまして説明欄2. 情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員報酬3万9,000円の増につきましては、審議会委員を6名に想定し、報酬日額お一人6,500円の審議会1回分を計上しております。

説明欄3. 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬3万8,000円の増につきましては、審査会委員を5名に想定し、報酬日額お一人7,500円の審査会1回分を計上しているものでございます。

次に8節旅費の説明欄1. 費用弁償（委員）の2万3,000円の増につきましては、審査会及び審議会委員の交通費を計上したものでございます。

最後となります。12節委託料のうち、説明欄1. 産業医委託66万円の減につきましては、産業医の委託契約から報酬への変更に伴い予算の組換えを行ったものであります。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

おはようございます。説明書の令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)に関する説明書の5ページですね、先ほどもご説明がありました歳出の2款総務費の1目一般管理費の中の説明欄の節の区分で12委託料。これは66万円の減ですかね、企業様に委託する場合と個人になる場合のメリット、デメリットもあると思うのですけれども、それについてお聞かせいただきたいのと、今回この7月で今回補正で出ておりますけれども、これは8月からこの委託業者は止めてですね、個人になるというこの期間のほうはどうなっているのか。その部分をお聞かせください。

○柴野比和光 議長

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、今回やっている期間についてでございますが、今回の産業医報酬につきましては、月額5万円の8か月分のほうで計上させてもらってございます。

現状は今どうなっているのかというところでございます。こちらについては、令和5年の4月に産業医の先生のほうから会社への契約から個人への契約をしたいという旨の相談を受けまして、税務署や構成市町へ確認を行ったところ、個人への契約となった場合は報酬の支払いが適切であるというふうに確認を受けてございます。

適切な支出方法を確認した上でございますが、労働安全衛生法において、産業医を専任しないといけないというところから、令和5年5月から7月までの3か月間につきましては、取り急ぎ流用にて、財源措置を行って先生のほうには勤務していただいている状況でございます。

産業医の先生の会社と個人となった時のメリット、デメリットというところでございますが、これまでも委託契約をやっていた先生と現在の報酬の先生が同じ先生でございますので、今大きな業務としての変更はないものというふうに考えてございます。以上です。

○柴野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ありがとうございます。先生は変わらないということで、やはり企業との契約と個人との契約ということで、やはり産業医の突発的な事情で何らかの影響で産業医として業務ができない場合等も含め、そういう場合の対応についてどのように考えているのかも合わせてお聞かせください。よろしくお願いします。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

お答えいたします。まず、そのようになった場合ということでございますが、個人契約として今後先生に万が一のことがあった場合など、変更が必要な場合については、例えばこれまで契約しておりました法人に相談をしたり、ほかの産業医さんが勤めているところに関してアドバイスをいただく、中部地区医師会に相談するなど、そのような対応を取ってしっかりと安全衛生委員会であった産業医の役割というものに対して滞りないよう対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

おはようございます。私のほうからも同議案につきまして、直哉議員からありましたけれども、総務費の1目の一般管理費の説明欄の嘱託産業医報酬40万円ですけれども、月額5万円の8か月で40万円という計上ですけれども、これは消費税込みの金額でしょうか。1点だけ確認させてください。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。報酬となつてございますので、消費税というより所得税がかかってございます。この5万円の中に所得税込みで今5万円ということで計上させてもらってございます。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

どうもありがとうございました。その同じ説明欄の産業医委託料が66万円元々計上されていましたが、これはこの66万円というのは、少し明細、こういったちょっと半端な数字が出ているので確認させてください。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。66万円の積算根拠となつてございますが、5万円×12月×消費税ということで66万円となつてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

これは委託料が企業との契約ということで消費税が発生。今回は個人ということで消費税は発生しないということですね。はい、確認でした。ありがとうございます。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

宜野湾市の宮城政司です。よろしくお願いします。1点しかないのですが、こちらは同じ件で伺いたいんですけど、この産業医の方が法人ではなくて個人で契約したいというふうにおっしゃったその理由というのは何だったのでしょうか。法人を通しての収入がどうなっていたのか、そして個人になったことで、ここの予算上の数値は減っている感じがするんですけど、実際にこの先生が得られる収入にどういった変化があったのかというのを教えていただきたいです。

(休憩を求める声あり)

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 33 分)

再開 (午前 10 時 34 分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、報酬に変わるというこの理由でございますが、明確な理由のほうがちよっと確認できておりませんので、こちらのほうがちよっと不明となってございます。

また、収入についてでございますが、会社にお支払いしたあと、先生のほうに幾ら入っているとか、ちよっとそこら辺はこちらでは不明でございます。

ただ、報酬になった時には、50,000 円を我々のほうが個人のほうに報酬を払いまして、そこから所得税を抜かれた金額が本人の報酬になるものというふうに考えてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

この産業医の方の要望を受けて、今回この条例が変わったり、この予算が変わっているというふうに見えるんですけど、この先生からまた新たな先生に代わる場合

にはまた条例が変更される可能性もあるのか。要はこちらでしっかりしたものを以てそれで産業医の方を選んでいただくというふうな感じであれば分かるんですけど、ちょっと言い方が良いかわかりませんが、振り回されているような感じもちょっとしてしまって、その辺りの根拠というのは明確にした上で、こちらは動くべきじゃないのかなというふうに思うんですけども、把握はされてないということで良いですか。

○柴野比和光 議長

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、新しい産業医の方に変わった場合の額については、この条例を制定されている月額 50,000 円以内ということは変わりはなく、条例の範囲内でさせていただくというふうに考えております。

あと、また契約の形態については、構成市町ほかいろいろと個人で契約をなさっているところであったりとか委託であったりとか様々な契約の形態があるのかなと思っています。

その契約の形態については、その先生方、また委託法人、そういったところとの調整に基づいた契約を行っていくというふうに考えております。

まず、第一に考えるのは、私達のその職場の安全衛生に対する産業医の先生からのアドバイス、そういったご指摘指導をしっかりと受けて、適正な職場環境にしていくということを保ちながらしっかりと業務を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○宮城政司 議員

ありがとうございます。

○柴野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

同議案について聞き逃して大変申し訳ございません。1 点確認させていただきたいですが、今産業医の先生がこれまで、こちらで委託されている法人から担当でなさっていたのでこの方が個人で契約したいという申し出があったから今回は個人で契約に至ったということによろしいですか。要はこれまでどおり同法人との契約をするという選択肢もあったかと思うんですが、これまでこの担当の先生がこちらを見ていたというような先ほど説明があったかと思うんですんですけども、その辺をちょっと確認させていただきますか。選択肢としてですね、これまでと同じような法人とそのまま引き続き契約するということもあったかと思うんですが、その辺をちょっと確認させていただきます。

すみません。先ほど説明があつたら申し訳ないですが、お願いします。

○栄野比和光 議長

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。現在、産業医をお願いしている先生につきましては、平成 29 年から当組合の産業医をお願いしておりまして、当組合の労働環境を熟知している先生となつてございます。

先生のほうとお話しさせていただきまして、先生のほうのやり方として報酬のほうが今回よろしいということでございましたので、このような形で今回報酬ということでさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○喜友名秀樹 議員

ちょっと聴き取りにくいところがございます。

○栄野比和光 議長

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

すみません。失礼いたしました。現在産業医をお願いしている先生につきましては、平成 29 年から当組合の産業医をお願いしておりまして、当組合の労働環境を熟知している先生となつてございます。

その先生のほうに我々のほうも産業医をお願いしたいというところでお話したところこのような今回報酬という形でさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

ありがとうございます。今歳出の部分の金額が特に安くなったからということではなくて、今お話があつたようにこれまで平成 29 年から担当医としてなさつていたので、引き続き法人から個人に契約したいというところで申し出があつたということで、確認ですけれども、それで本組合としては法人の契約を引き続きやるのではなく、個人でも先ほど桑江直哉議員からもありましたが、少し気になる点があるじゃないですか。例えばこの先生が体調を崩したとかですね、そういったケースでも組合としては、先ほどの説明どおり、中部地区医師会であつたりとか、そういうところと連携しながらやるので問題ないということでの契約でよろしいということですね。はい、ありがとうございます。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

高安克成 議員。

○高安克成 議員

お願いします。2点ほど、まず産業医の業務内容、稼働時間、平成29年からということですが、どうだったのかなというのがまず一つ聞きたいのと、某法人から派遣という形で来てはいるのですが、そこでの契約においては、その担当者が何か病気であったりした場合には別の方が来てくれるとか担保されたりとかおそらくあったと思うんですね。今回の場合、そういうケースになったらほかの方、ほかの団体、組織から相談をしながらという話だったのですが、比較した場合に、単純に片や担当者が変わっても予定通り業務が行えるという状況にあると、そこら辺が担保されているからこの金額でという形になっているんですけど、ここはちょっと不安定な状況ながら、継続姿勢でやっていることで、この倉浜のことを職員のことを知っているから継続性が必要だよねというのは理解できることではあるんですけども、そこがこの金額に対して根拠として成り得るのか、どちらが優先されるのかちょっとはっきりしないなというのが気になっていて、だから産業医の業務内容と稼働時間というのが如何なものなのか。簡単に勿論産業医のこの仕事を数値化するというのは難しいことではあるんですけども、ちょっと把握できるのであればしておきたいと思うんですが、その辺資料等がありましたら知りたいですが、如何ですか。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。産業医の先生の業務内容と時間というところでございますが、産業医の業務内容等については、月1回の安全衛生委員会に参加していただいております、各作業現場の安全面の確認や指摘指導を行っていただいております。

ただ、職員のメンタル的なケアの相談もあれば、それについても安全衛生委員会と同時の月1回実施してもらっているところでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

高安克成 議員。

○高安克成 議員

稼働時間は月1回程度、時間的にはどうですか。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

時間につきましては、1時間半となっております。

○栄野比和光 議長

高安克成 議員。

○高安克成 議員

今言ったとおりで、その担当者が仮に病気になったりとかして、皆さんが難儀をするようなことになるかも知れないけれども、その某事業者と契約するよりも継続したほうが望ましいという判断をしたという理解で良いんですかね。我々の事業所を知っているからそれが望ましいんだという理解で良いのかということです。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

今議員がおっしゃったとおりの理解で問題ございません。以上でございます。

○高安克成 議員

はい、分かりました。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

同議案についてちょっと質疑させてください。これまで多くの議員の方達の質疑の中で法人から個人のほうに委託から報酬のほうに変わったということですが、そもそもこの産業医の方は法人のほうで医者として医師としての資格を持っていると思うのですが、個人になった場合の医者の資格というのは、そのまま移行するのか。例えば職員のメンタル的なケアをする時に、判断する時にちゃんと医者としての判断でできるのか。法人と個人の場合のこの医者の立ち位置ですね、そういったのはどうなるのか、教えていただきたい。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。先生は、医師免許は勿論お持ちですので、法人でも個人でも同じような免許の内容によった対応をいただいているというふうに考えてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

予算書の5ページですが、嘱託産業医報酬40万円で計上していて、先ほど8か月分ということでもあったのですが、すみません。私のほうで聞き逃しであれば、もう一度教えていただきたいのですが、嘱託産業医報酬40万円は8月からの8か月分ということよろしいですね。

うなずいていただけたら結構です。委託料で 66 万円産業医委託ということで減になっているのですが、これは 12 か月分ということでよろしいですね。

じゃ 4 月から 7 月までの産業医に対する経費というのはどこにいつているのでしょうか。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今の質疑にお答えいたします。産業医の先生からこのお話を受けまして、4 月については、ちょっと調整をさせていただいておりました。5 月から 7 月分の 3 か月につきましては、労働安全衛生法の基準のほうからの早めに産業医については必要であるということで、流用にて 150,000 円を財源措置し、報酬として先生のほうに支払いを行っている状況でございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

じゃ 4 月分の産業医にかかる経費というのは発生せず、5、6、7 の 3 か月が産業医委託ではなく個人としての報酬として 50,000 円ずつの計上をして 150,000 円流用しているというような形なのですが、この 150,000 円というのはどこに、今回は補正のほうに入ってこないということになるのですか。この 3 か月分の産業医にかかる経費の 150,000 円というのはどこに見られるものなのか。

○栄野比和光 議長

天貝 壽也 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。当組合の一般管理費の中で職員が療養、育休等になった場合の代替に関する会計年度報酬予算としまして、予算を持っておりまして、そこのほうから 150,000 円を流用させてもらってございます。以上です。

○又吉 亮 議員

以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第 3 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 令和 5 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 令和 5 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩（午前 10 時 47 分）

再開（午前 10 時 47 分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、会議規則第 37 条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前 10 時 47 分）

再開（午前 10 時 48 分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもって本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和 5 年度第 1 回倉浜衛生施設組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉会（午前 10 時 48 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 5 年 9 月 22 日

議 長

桑野比和光

会議録署名議員

桑江直哉

会議録署名議員

棚原 明